

生安だより

令和2年10月発行
浦和西警察署
生活安全課

18歳未満の少年がクロスボウを所持していませんか？
～事件として取調べを受けたり、補導の対象となります～

対象となる主なクロスボウ ※一般的なおもちゃのクロスボウは該当しません



【ピストルクロスボウ】



【フルサイズクロスボウ】



【コンパウンドクロスボウ】

18歳未満の青少年に、クロスボウを

- ・売買する
- ・贈与する
- ・貸付けする
- ・所持させる



埼玉県青少年健全育成条例違反(30万円以下の罰金)に該当することも

保護者・近隣住民の皆さまへのお願い

日常生活における少年への声掛け
愛情を持った指導による規範意識の向上



各種犯罪に係る情報提供や非行防止教室等の依頼については、

浦和西警察署 (048-854-0110) まで

警察署では24時間相談受付、あなたのプライバシーは守られます。